

諮問番号 令和3年諮問第2号
答申番号 令和4年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、港区長（以下「処分庁」という。）に、生活保護費の過小払い及び支払の遅延があるため、平成〇年〇月〇日付保護決定通知書（〇港〇区福第〇〇〇号）及び令和〇年〇月〇日付保護決定通知書（〇港〇区福第〇〇〇号）に基づく生活保護費の過払金の差額精算を求めたが、処分庁がこれに応じて資料を提出したり話し合いに応じなかったため、この点の精査をしないでした、処分庁の生活保護費返還の督促処分（以下「本件処分」という。）は、処分庁の裁量権の逸脱又は乱用であり違法であるから取り消されるべきというものである。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書のとおり、生活保護は生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、最低限の生活の維持のために活用することを要件としているのであるから、保護の補足性の原則に基づき、請求人が最低生活費以上の収入を得ており、保護費が不必要と判定された場合、又は保護を要しなくなった日からの保護の費用が既払いになっていた場合は、事後調整として生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条により返還を求める決定がなされるのは当然であること、請求人は、平成〇年〇月分及び令和〇年〇月分として支払われた保護費に〇〇〇円の過払いが生じていること自体は争っていないことなどから、本件処分に違法又は不当な点は認められないと考えられる。

このことから、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が前提とする生活保護費返還金の根拠となる平成○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）及び令和○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）について

（1）請求人の平成○年○月○日の収入に基づき、処分庁が○月○日付けで、収入認定額を変更したことにより、同年○月分の保護費に○○○円の過払いが発生し、同年○月以降の生活費から過払い金を差し引く内容の決定がなされた（○港○区福第○○○号）。

さらに、請求人の令和○年○月分の収入申告により、請求人は保護を要しない収入状況と認められ、同年○月○日付けで生活保護の停止決定が行われ、同年○月分の生活保護費に○○○円の過払いが発生した。

平成○年○月○日決定の過払い分○○○円を、同年○月以降の生活保護費から差し引くことができなくなったことにより、合計して○○○円について返還を求める決定（○港○区福第○○○号）がなされている。

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、最低限の生活の維持のために活用することを要件としているのであるから（生活保護法第4条1項）、保護の補足性の原則に基づき、請求人が最低生活費以上の収入を得ており、保護費が不必要と判定された場合、又は保護を要しなくなった日からの保護の費用が既払いになっていた場合は、事後調整として生活保護法63条により返還を求める決定がなされるのは当然である。

請求人にも、過払い金が発生することはあらかじめ知らされていた（審査請求書添付資料2）。

このように平成○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）及び令和○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）は不当又は違法とはいえない。

（2）また、行政行為は、その公定力から、取消権限のある国家機関に

よって取り消されるまでは、何人もその効力を否定できず有効である（最判昭和30年12月26日同旨）。

平成○年○月○日付保護決定通知書（○港○区福第○○○号）及び令和○年○月○日付保護決定通知書（○港○区福第○○○号）は請求人に交付されているが、請求人は、その処分の取消しを求める異議申立てはしておらず、上記処分は有効である。

本件で請求人は、生活保護費過払金の返還に係る督促処分を問題としてはいるものの、平成○年○月分及び令和○年○月分として支払われた保護費に、○○○円の過払いが生じていること自体は争っていない。

(3) 以上のように、平成○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）及び令和○年○月○日付保護決定（○港○区福第○○○号）は不当又は違法とはいえず、請求人には○○○円の保護費の過払金が発生している。

2 このように、請求人には過払いになっている保護費の返還義務があるが、請求人から処分庁に対し、本件処分の前に○○○円の返還金の納付はされていない。また、請求人は処分庁に分納等の納付に関する相談もしていない。

よって、処分庁の請求人に対する本件処分に裁量権の逸脱、濫用はなく、違法とはいえない。

3 上記以外の違法性又は不当性について

以上のとおり、本件処分には違法性はなく、適正に実施されており、その処分に至る過程においても不当性はなく、その他の点においても、本件処分において違法又は不当な点があるとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 請求人から主張書面を受領
- 3 令和○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

請求人は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項に基づく口頭意見陳述申立書は希望しなかったが、第76条の規定に基づき、第4の2のとおり、主張書面等を提出した。

また、当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書等、反論書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性並びに審理員が行った審理手続の適正性並びに本件処分の適法性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会